

# 困ったなあ

に答えます

佐々木知子の  
法律相談



佐々木 知子  
ささきともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

兄が父との家族信託契約を  
結びたがっていて…。

子供は独立し、夫と二人、都心のマンションで暮らしています。母は亡くなりましたが、82歳になる父は幸い元気で、家事もマメ。庭の植木の手入れが趣味だし、ご近所にも知り合いが多く、ここに最期までずっと独りで住むと言っています。私も父を引き取るほどの余裕はなく、ときたま様子を見に行って安心しています。

問題は、父ではなく兄なのです。57歳になる兄は、一応良い大学は出たのですが、若い時から転職を繰り返し、妻子とも別れ、千葉のアパートに住んでいます。日頃あまり関わ

らないようしているのですが、先日急に、大事な用事があると私方にやつてきて言うには、父と家族信託契約を結びたいと。そう父に言いに行つたら、父から、家を売つて施設に入る気はないと言られたので、私は応援してくれと言うのです。

あきれて、お父さんは施設に入れる気はないと言うと、でも認知症になれば独り暮らしはできないし、家も売れなくなる、そ

うすると、施設の費用は高くて、預貯金だけでは賄えないと言うので、もし認知症になつたら成年後見があるでしょうと言いました。すると兄は、成年後見は絶対にダメ、と強く言うのです。なんでも、弁護士が選ばれて月々の報酬が無駄にしていくのだ。家族信託など初めて聞いたり。成年後見も実はよく分からぬし、先生にお聞きして、と思いました。

## 応じる必要はないと、 お父さまを応援してあげてください。

まあ、そういうのですね。いつもはご家族と疎遠な兄上が、しかもお金に困つていそうな状況で、わざわざ言つてくるというのは、素直に考えて、ご自分に得なことがあるからでしょうね。

確かに、完全な認知症になつてしまえば、法律行為はできないので、家は売れないし、施設との入所契約もできない。となると、家裁に成年後見を申し立てて後見人を選任してもらい、法律行為を代わりにしてもらわねばなりません。その際親族が選ばれれば報酬は放棄してもらう習いですが、家裁は弁護士や司法書士などの専門職を選びがちです。そうすると月2~6万円程度の報酬が、何としてもやらなくても発生することになりります。家を売却し（家裁の許可が要ります）、施設に入所すれば、成年後見も不要になると思われますが、解除はなく、後見（と報酬）が死亡までずっと続くのが成年後見の一つの問題ともいわれています。

その点、お兄さまは間違つていませんが、そもそもお父さんはいませんが、そもそもお父さ

まが認知症になるとは限らないですね。認知症患者が増えているとはいえ、最期までしつかりしている人もたくさんおられます。もちろん体の衰えは仕方ないですが、これは介護などでやつてもらえば済むことです。

ご本人が家にいたいのに、自分で信託契約を結び、家の管理処分を任せろというのは（おそらく預貯金も意図していると思います）、本末転倒でしょう。

信託法はそもそも委託者（お父さま）と受託者（お兄さま）との間に信頼関係があり、財産の管理処分を任意で任せられる関係が

